

別表（第4条関係）

補助対象経費	補助額
<p><b>活動活性化事業</b></p> <p>①組織運営に伴う事務的経費 ・会議開催に係る経費等</p> <p>②防災活動活性化に要する経費 ・避難訓練に係る経費 ・防災訓練に係る経費 ・学習会・研修会に係る経費 ・防災啓発活動に係る経費 ・その他上記以外で防災活動活性化に該当すると認められる経費</p> <p>③その他の組織の運営及び活動に必要と認められる経費</p>	<p>1 自主防災組織あたりの補助額は、次に定める額を限度額とする。</p> <p>基本額20,000円+世帯数×30円 （世帯数は、当該年度の4月1日の世帯数とする。） 当該経費に関する補助は、限度額を超えない範囲で1組織につき同年度内に複数回の申請をすることができる。</p> <p>なお、講師等への報酬以外の報酬及び食糧費(お茶代、食事代等)については、補助の対象外とする。 ただし、炊き出し訓練の材料代については補助の対象とする。</p>
<p><b>防災資機材整備事業</b></p> <p>①自主防災組織が、防災活動を行うために必要な防災用資機材の整備に要する経費 ・安全装備品、消火用具類、水防用具類、救出用具類、運搬用具類、備蓄食料等</p> <p>②その他防災活動に必要な資機材の整備に要する経費</p>	<p>左記の経費の2分の1以内の額で、30,000円を超えないものとする。 当該経費に関する補助は、1組織各年度につき1回限りとする。</p>
<p><b>地域計画策定事業</b></p> <p>①地域津波避難計画の策定に要する経費</p> <p>②地区防災計画の策定に要する経費</p> <p>&lt;①②共通&gt; ・計画作成に必要な資料等購入費 ・印刷製本費等の経費 ・講師謝礼等の経費 ・その他計画策定に必要と認められる経費</p>	<p>補助対象経費に要する費用の10分の10以内又は150,000円のいずれか低い方を限度額とする。</p> <p>当該経費に関する補助は、それぞれの計画につき1組織1回限りとする。 ただし、次の経費は補助の対象外とする。 ・備品購入費、被服費等、災害備蓄品購入費、人件費、食料費、第三者への委託費</p>